

新旧対照表

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（単身で入居することができる者）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 省 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（単身で入居することができる者）</p> <p><b>第1条の2</b> 同 左</p> <p>(1)～(7) 同 左</p> <p>(8) 同 左</p> <p>ア 同 左</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>